

掛川地域で
嬉しい言葉の種まき

村上信夫講演会開かれる

「嬉しい言葉が地域を変える」と題して、去る11月7日(土)午後2時より掛川小学校で元NHKエグゼクティブアナウンサー村上信夫さんの講演会を開催しました。

著名な方が来てくださるのに、山あいの掛川地区で参加者はどのくらい集まるのだろうかと心配していましたが、

150名近くの来場者があり、村上ファンの多さに驚きました。「ことばは武器ではなく楽器にしましょう。嬉しいことば・何気ない挨拶ことばを意識して口にすることが地域力アップの基本です。」と村上さん。気さくな人柄とユーモアを交えた温かな語り口に会場は和やかな雰囲気になりました。講演が終わった翌日の村上さんのブログにはさっそく次のメッセージが書き込まれていました。



講演する村上信夫さん



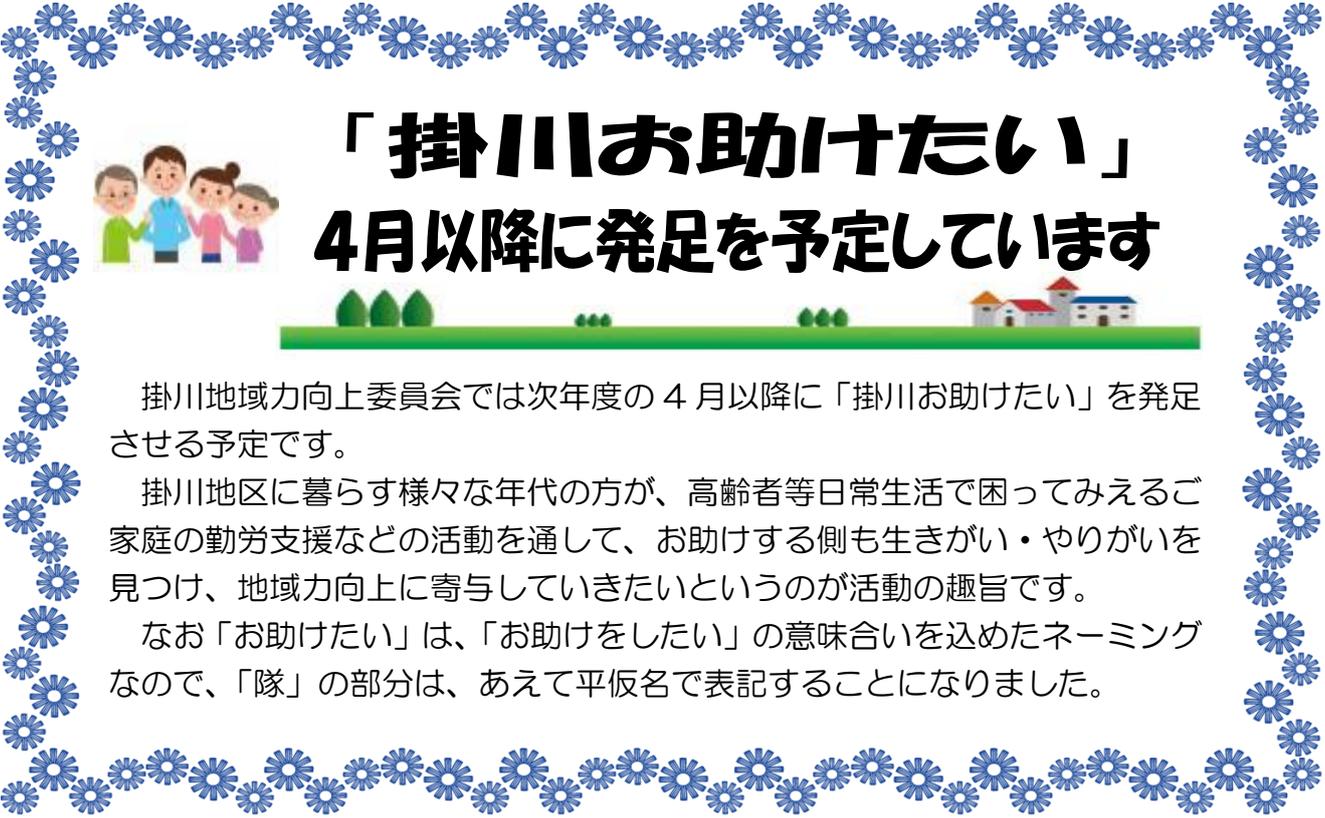
参加者で埋まった会場

会場で「嬉しいことばのシャワー」を掛け合い、佳き時間を過ごせた。この日、瀬戸市長の伊藤保徳さんも来てくださった。名刺交換しながら「ボクはあなたのファンだから来ました」と嬉しいことば。「おかげさま」「おたがいさま」が自分にとっての嬉しいことばだという。市長になってから意識してこのことばを口にしていくという。ありがちな市長挨拶もせず、一参加者として最後まで聴いてくださり嬉しかった。ボクも市長のファンになった。

参加者からは、「素晴らしかった。お友達をもっと連れてくればよかった。」との声を聞きました。講師との連絡調整、看板、司会、音響など大勢の地域の方々がそれぞれの人脈や得意分野を生かして協力いただいたおかげで講演会を成功裏に終わることができました。ありがとうございました。



対話形式の講演に会場は和やかな雰囲気に包まれました



「掛川お助けたい」 4月以降に発足を予定しています



掛川地域力向上委員会では次年度の4月以降に「掛川お助けたい」を発足させる予定です。

掛川地区に暮らす様々な年代の方が、高齢者等日常生活で困ってみえるご家庭の勤労支援などの活動を通して、お助けする側も生きがい・やりがいを見つけ、地域力向上に寄与していきたいというのが活動の趣旨です。

なお「お助けたい」は、「お助けをしたい」の意味合いを含めたネーミングなので、「隊」の部分は、あえて平仮名で表記することになりました。

「お助けたい」の活動規定がはっきりしていないと隊員募集に際して、協力したいと思ってもこの足を踏まれる方があるかもしれません。また、「お助けたい」にどんなことが依頼できるのかがわからないと頼みにくいということもあります。

以下、『掛川地域力向上委員会「お助けたい」活動規定』を示します。参考にしてください。

「お助けたい」隊員募集については「お助けたい員参加申込書」を1月になってから全戸配布します。また、「お助けたい」依頼の受付は次年度4月以降となります。それまでしばらくお待ちください。

掛川地域力向上委員会「お助けたい」活動規定



第1条 名称 「掛川お助けたい」と称する。

第2条 目的 掛川地区住民の日常生活の中での困りごとを手助けし、明るく住みよい地域環境を作ることを目的とする。

第3条 構成員 構成メンバーは掛川地区の住民で、本規定に賛同し参加できる者とする。

- ・グループリーダーを両町に1名ずつ配置する。
- ・グループリーダーは、作業指示書・作業記録の保管を行う。
- ・広報活動は、広報部に委ねる。

第 4 条 活動費用

- (1) 作業にかかる費用は無料とする。但し、作業に必要な原材料費や消耗品代、及び使用した水道代・電気代等は依頼者負担とする。なお、草刈り機使用の場合、その燃料・チップソー・紐等は地域力向上委員会のものを使う。
- (2) 作業に必要な道具・工具類は原則としてお助けたい員の個人所有のものを使用するが、特殊な道具・工具類は掛川地域力向上委員会で準備する。

第 5 条 作業項目

掛川お助けたいが行う作業項目は下記項目とする。ただし、住民からの要望に應えるため、第 9 条禁止項目以外で作業対応ができるものは順次見直し追加することができる。

お手伝い作業項目

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| • ゴミ出し | • 日用品の買い物代行（同乗は不可） |
| • 庭の草刈り、雑草取り | • 簡単な庭木の剪定 |
| • 照明器具の取り替え、球替え | • 家具転倒防止対策 |
| • 家具の移動 | • 粗大ごみの整理 |
| • 障子紙の張替え | • 見守り、声掛け |
| • 簡単なペンキ塗り | • 簡単な大工作業 |
| • 簡単な TV 機器の配線変更、電化製品の使い方等 | |



第 6 条 作業開始と終了確認

作業者は依頼者宅到着後、依頼者に自己紹介し、作業内容の確認を行い作業を開始する。作業後は、依頼者の確認を得て終了とする。

第 7 条 作業指示書の発行及び作業内容記録の保管

グループリーダーは作業実施に関わる作業指示書を発行し、作業者は作業終了後速やかに別途規定する作業報告書に活動内容を記入し、グループリーダーに提出する。

グループリーダーはこれを保管するとともに、以後の活動内容の見直し、広報活動への参考資料に供する他、両自治会・関係機関への資料として提供する。

提供する資料項目は、作業件数・内容・依頼者の感想等に限定し、個人情報に係わる項目は除く。

第 8 条 災害補償

お助けたい活動に伴い、誤って第三者の身体や財物に損害を与えた場合及び作業者が怪我（死亡を含む）した場合の災害補償は、瀬戸市市民活動保証制度を適用する。

第 9条 禁止項目

(1) 介護保険法その他法律で規定されている公的資格を必要とするものやプライバシー保護などの観点から次の①から③の作業や行為は行わない。

① 身体介護

- ・入浴介助…入浴の介助または、入浴が困難な方への清拭
- ・排泄介助…排泄の介助、おむつ交換など
- ・食事介助…高齢者、幼児への食事の介助
- ・体位変換…体位の変換、及び補助
- ・外出介助…自家用車での買い物同行
- ・通院介助…自家用車での通院介助、タクシーでの通院同行
- ・その他…爪切り、散髪、ひげそり、入退院の付添い、リハビリ、マッサージ等

② 日常生活援助

- ・預貯金の引き下ろしや貴重品等の管理
- ・各種支払いやキャッシュカード、通帳、印鑑、現金等の金銭管理代行
- ・日用品以外の高価な買い物代行
- ・銀行、郵便局、役所での手続き代行及び付添い
- ・電化製品、厨房設備、水周り設備等の故障修理
- ・自家用車での送迎
- ・田畑、雑種地等の草刈り

③ その他

- ・利用者もしくはその家族等に対する政治活動、宗教活動、営利活動、迷惑行為
- ・作業代金に属する金銭の授受
- ・お助けたい活動を通じて知り合ったことによる個人的活動

(2) お助けたい活動で知り得た個人情報は何人にも公開しない。

第 10条 本規定の改定

本規定の改廃は、掛川地域力向上委員会役員会の審議を経て改定することができる。



附則： 本規定は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

編集後記



最近では地域力の活動も活発になり、「やまびこ」に掲載したい内容が豊富です。今回は前号との間隔も短く、年間計画より回数が多くなりますが、ページ数は少なくとも、できる限りタイムリーに発行するのがいいとの考えから、村上信夫講演会と「お助けたい」関連の記事に絞ってとり上げました。